

フェニックスカントリークラブゴルフ場利用約款

本約款の適用

第1条 第1項 当ゴルフ場を利用される全ての方は、当クラブ約款並びに利用規則に従ってご利用いただきます。

利用の申し込み

第2条第1項 プレーの申し込みは、4名1組を基本として4カ月前からプレー前日までの間に予約者（複数の場合は、その人数と責任ある代表者）、予約日及びスタート希望時刻を明示して係に申し込んで下さい。クラブ競技に関しては、当クラブ競技委員会の定めにより受け付けます。

第2条第2項

- プレー当該月の4ヶ月前1日午前8:00より受付いたします。
- 会員事務局、予約係にて電話、メール、FAXにてお申してください。これ以外でスタート室、フロント、レストラン、ショップ、キャディスタッフ等々へのプレー予約申込並びに予約開始以前の受付はトラブルの要因となり、また利用される全ての方の公平を期す為一切いたしません。
- 予約申込日がプレー日から起算し90日以上で、予約申込日から60日目にプレーヤー名（プレーする方のお名前）をいただいていない場合、本予約は予約したメンバーに事前報告なく会員事務局・予約係にて解除いたします。
- 予約申込日がプレー日から起算し90日未満で、プレー日から30日前にプレーヤー名（プレーする方のお名前）をいただいていない場合、本予約は事前報告なく会員事務局・予約係にて解除いたします。その防止策としてプレー日から45日前より、該当のご予約には会員事務局・予約係よりご連絡をいたします。

利用契約の成立

第3条 当ゴルフ場においてプレーされる方は、当日フロントにおいて所定のカードにプレー予約時間の30分前までに署名して下さい。それにより当ゴルフ場は、署名社の施設利用をお引受けすることになります。

利用申し込みの拒絶

第4条 当ゴルフ場は、次の場合には、利用をお断りすることがあります。

- ご利用の申し込みが第2条によらないとき。
- 満員でスタート時間に余裕がないとき。
- ゲスト（ビジター）については、原則としてメンバーの同伴又は紹介、当社ホテルの宿泊等がないとき。
- 天災地変、施設の故障、補修その他やむを得ない事情により、ゴルフ場をクローズするとき。
- 利用者が精神異常者または、伝染病者等であると認められるとき。
- 利用者が集団的にまたは、常習的に暴力的不法行為を行うおそれがあると認められるとき。その他公の秩序もしくは、善良なる風俗に反する行為をなすおそれがあるものと認められるとき。
- 暴力団関係者による利用が認められるとき。
- その他の理由により、当ゴルフ場を利用されることが好ましくない事由があるとき。

休業日・開場時間

第5条 当ゴルフ場の各施設の休業日と開場時間は、当ゴルフ場の定めるところによります。ただし、臨時に変更することがあります。

利用継続の拒絶

第6条 当ゴルフ場は、次の場合には利用の継続をお断りすることがあります。

- 集団的に、または常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある者と認められたとき。その他公の秩序もしくは、善良なる風俗に反する行為があったとき。
- 暴力団関係者による利用が認められるとき。
- 天災地変、施設の故障、補修その他やむを得ない事情により施設の利用

が出来ないとき。

- その他、本約款に違反したとき。

予約の解除・違約金

第7条 当ゴルフ場は、ご予約のお申込をいただいた方が、ご予約の全部又は、一部を解除された場合、次に掲げるところにより違約金を申し受けます。

◆個人予約（2組以下）について

キャンセル通知を受けた日から当日までの日程		15日前まで	14日～当日
1組あたりのキャンセル料	平日	なし	8,000円
	土日祝	なし	16,000円

（改定日：令和6年1月1日）（施行日：令和6年2月1日）

◆団体予約（3組以上）について

キャンセル通知を受けた日から当日までの日程		61日前まで	31日～60日前	21日～30日前	8日～20日前	2日～7日前	当日
1組あたりのキャンセル料	オールキャンセル	なし	50%	50%	80%	80%	100%
	組数減	なし	10%	30%	40%	50%	100%

【備考】%は、予約時のプレー代に対する違約金の比率です。

（改定日：令和元年8月1日）（施行日：令和元年8月1日）

2. クラブ競技に関しての違約の場合、競技参加料に準じて申し受けます。

料金のお支払い

第8条 料金はプレー終了後フロントにおいて、現金または、当ゴルフ場の認めたクレジットカードもしくは、クーポン券にてお支払いいただきます。

フェニックスカントリークラブゴルフ場利用規則

快適なプレーと安全を確保するため、当ゴルフ場ご利用の方は、下記の規則をお守りくださるようお願いいたします。この規則をお守り願えないときは、利用の継続をお断りさせていただくことがあります。

記

1. 入館

ゴルフシューズ、ゲタ、サンダル履き、ジーンズ、迷彩柄の服でのご入館はかたくお断りします。

2. 金銭その他高価品

金銭その他所持品については、その種類および価格を明示して、フロントにお預けいただく限り責任を負いません。お預り品は預かり証の持参人に預り証と引換えにお返しします。預り証を紛失した場合は、直ちに届け出て下さい。

3. 携帯品・自動車

携帯品や場所を提供している駐車場の自動車の盗難損傷等については、責任を負いません。

4. ロッカー・浴室使用

ロッカー・浴室には、金銭その他所持品は、持込まない下さい。ロッカー及び浴室内の金銭その他所持品の盗難については、責任を負いません。

5. プレーヤーの危険防止とエチケットマナーの厳守

ゴルフは時により、危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケットマナーを守り、キャディーのアドバイスの如何にかかわらず、自己の責任でプレーして頂きます。1組のハンディキャップの合計は、95以内でお願いいたします。極端な初心者の方は、お断りいたします。

6. ティグラランドにおける素振り

素振りには、ティーマーク内の打席又は、特に指定された場所以外ではなさないで下さい。プレーヤーは、みだりにティグラランドに立ち入らないで下さい。

7. 飛距離の確認

先行組に対しては、後続組の打者はキャディーのアドバイス如何にかかわらず、自己の飛距離を自分で判断して先行組に打ち込まないよう打球してください。

8. キャディおよびフォアキャディの合図

キャディおよびフォアキャディの合図は、先行組が通常第2打を打ち終わり、通常の飛距離外に前進したと判断されるときは合図でありますから合図があっても打者は、自己の飛距離を自分で判断して打球してください。

9. 打者の前方に出ないこと

同伴プレーヤーは、打者の前方には絶対出ないで下さい。

10. 隣接ホールへの打込み

隣接ホールへの打込みは、特に危険ですからプレーヤーは自己の飛距離、飛行方向について適切に判断し、慎重に打球して下さい。隣接ホールに打ち込んだ場合には、そのホールのプレーヤーに合図をし、邪魔にならないよう打球すると共に自己の同伴プレーヤーにも、充分気をつけて打球して下さい。

11. 退避

後続組に対して打球させるときは、先行組のプレーヤーは、後続組の打者が打ち終わるまで安全な場所に退避して下さい。

12. ホールアウト後の退去

ホールアウトした場合は、直ちにグリーンを去り、後続組の打球に対し安全な場所を通り、次のホールへ進んで下さい。

13. 雷鳴があった場合

雷鳴があった場合には、直ちにプレーを中止し、退避所等安全と思われる場所に退避して下さい。

14. 火気使用の禁止

火気使用は、所定の場所、コース内ではティグラウンド以外は厳禁します。マッチの燃え殻、煙草の吸い殻は、必ずよく消して灰皿にお入れ下さい。

15. 違背の場合の責任

利用者が、5. 6. 7. 8. 10項に違背し、第三者に傷害等の事故を発生させた場合、5. 6. 9. 11. 12. 13項に違背し、自ら傷害等の被害を受けた場合は、当ゴルフ場は一切損害賠償の責任を負いません。

16. プレー終了後のクラブ並びに所持品の確認

利用者がプレーを終了した場合は、クラブを点検し、間違いがないか慎重に確認して下さい。確認後クラブの不足、瑕疵等について当クラブは責任を負いません。

17. 施設に損害を与えた場合

利用者の故意又は過失により、当ゴルフ場の従業員や施設等に損害を与えた場合は、その損害金の一切を支払って頂きます。

18. 施設内に下記のものを持ち込むことをお断りいたします

- ①動物・鳥類等、ペット類
- ②悪臭を発生するもの
- ③鉄砲刀剣類
- ④発火、爆発の恐れのあるもの
- ⑤騒音を発するもの

19. 施設内で下記の行為は、お断りいたします

- ①賭博、その他風紀を乱す行為
- ②いれずみの方のご入浴
- ③物品販売、宣伝広告等の行為（特に許可する場合は除く）
- ④利用者以外のコース内立ち入り（特に許可する場合は除く）
- ⑤他人に迷惑を及ぼし、又は不快感を与える行為
- ⑥飲食物の持ち込みによる利用
- ⑦コース内での練習ストロークをすること
- ⑧無許可の写真撮影、録音等

改定日 令和6年1月1日

フェニックスカントリークラブゴルフ場乗用カート利用約款

乗用カートのご利用

- 乗用カートは安全を第一としてご利用いただき、自動車の運転免許証取得者のみ運転ができるものとします。また、運転者およびその他のご利用者は、別に定める乗用カート利用約款を厳守してください。
- 運転者は乗用カートに故障等のある場合、またはそのおそれがある場合、直ちに従業員にお申し出てください。

第1章 総 則

第1条（本約款の目的）

本約款は、当ゴルフ場の乗用カート（以下「カート」と称します）の利用に関する基準を定め、もって、施設利用者および従業員の安全、ならびに施設の保全を図り、かつ施設利用の充実を期すことを目的とします。

第2条（本約款の遵守）

カートの運転者（以下「運転者」と称します）は、当該カートの同乗者（以下「同乗者」と称し、運転者及び同乗者を総称して「利用者」と称します）は、カート利用に関し、本約款を遵守する義務を負います。

第3条（利用の申込）

- カート利用の申し込みは、「フェニックスカントリークラブ ゴルフ場利用約款」第1条から第4条に記載のゴルフ場利用の申し込みには含まれておりませんので、別途お申し出ください。なお、カートの台数には限りがありますので、申し込みをお断りする可能性もあります。また、カート利用の承認は、利用者全員が施設利用の申し込みを終えた後に効力を生じます。

第4条（運転等の制限）

- 利用者は係員のカート利用に関する指示に従ってください。
- カートは、歩経路、カート用通路、コース内指定エリア以外では、利用運行することができません。
- カートはやむを得ない事情がある場合のほかは、所定の場所以外で走行はさせないでください。

第5条（運転者の資格）

- 運転者は、運転免許を有する方に限ります。
- 次の事由のある方は、運転者となることができません。
 - 運転免許に条件が付されている場合に、当該条件を満たしていない方。
 - アルコール類を飲用した方、その他の事由により正常な運転が困難な方。
 - 免許停止・取消等により前項にかかる運転免許資格を所持していない方。

第6条（運行責任者）

- 運転者は、当該カートの運行責任者となります。
- 運行責任者はカートの運行を支配し、事故防止責任を負います。
- カートの運転者が交替する場合は、運行責任者の変更となることを認識して、運転を行ってください。
- カートの停止、同乗者の乗降、その他のカート運行に関する事項は、運転者の判断と責任において、これを行い、同乗者はカートの運行に関し、運転者の指示に従ってください。

第2章 注意事項

第7条（安全運転義務）

運転者は、カートの運行に際し、当該カートの装置を確実に操作して、周囲の状況に応じ、他の人身に対する危害、当該カートに対する損傷あるいは施設に対する損傷を及ぼさないような速度と方法により、当該カートを運転してください。

第8条（運転中の注意）

- 運転者は、カートの運転に際し、次の事項を遵守してください。
 - 走行の開始の際の注意事項
 - カートの選定および運転の開始は、係員の指示に従って行ってください。

- ⑥運転の開始に際し、必ずブレーキ、その他の装置が正常に作動することを確認してください。
- ⑦発進は、必ず同乗者が着座したことを確認のうえで行ってください。

(2)走行の際の注意事項

- ④カート用通路の走行に関し、走行方法等（走行方向・走行速度・一旦停止等）の標示があるときは、これに従ってください。
- ⑤起伏のある場所・上下勾配のある場所・曲折した場所・付近に転落等の危険を伴う場所を通行する場合には、予め、減速のうえ、低速で走行し、かつ必要に応じて、同乗者に声をかけるなどして、注意を促してください。

(3)停車等の際の注意事項

- ①カートは、斜面その他の不安定な場所、あるいは打球が当たる可能性のある場所には、停車または駐車させないでください。
- ②カートを離れるときは、必ず同乗者の降車を確認のうえ、駐車装置（パークキング・ブレーキ）を確実にかけてください。
- ③カートの利用を終了する場合（ハーフ休憩も含む）には、必ず、係員の指示に従い駐車してください。

2. 運転者は、カートの運転に関し、前項に定めるほか、歩経路及びカート道を道路とみなして、道路交通法に定める運転方法及び通行方法に準拠してこれを行ってください。

第9条（同乗者等の注意事項）

同乗者は、カートの利用に際し、次の事項を遵守してください。

- (1)カートの走行用装置（電源・駆動・ハンドル・停止・駐車装置等）には、手を触れないでください。
- (2)カートが発進する際、あるいはカートが起伏のある場所・上下勾配のある場所・曲折した場所・付近に転落等の危険を伴う場所を走行する際は、必ずカートの把持部分（アームレスト・アシストグリップ等）に掴まってください。
- (3)カートの走行中は、カートから身体・衣服・用具等がはみ出さないよう留意してください。
- (4)カートへの乗車は、カートの定員を守ってください。

第3章 その他

第10条（利用の中止等）

1. 利用者に、次の事由がある場合には、当該利用者につき、施設利用を中止していただくことがあります。
 - (1)運転者に、運転者の資格のないことが判明したとき。
 - (2)利用者に、本約款あるいはクラブ規約その他の規則に反する行為があったとき。

第11条（事故の場合の連絡）

利用者はプレー中の事故またはカート事故が発生した場合もしくはカートが故障した場合、プレーを注意し、ただちに最寄りの茶店もしくはスターター室にその旨連絡しなければなりません。

第12条（事故の場合の責任等）

1. 運転者が、カートの運行に関し、故意または過失により、人身に危害を及ぼし、あるいは施設（カート、その他の施設内の物品を含む）に損害を及ぼす事故（以下「カート事故」という）を起こした場合には、被害者に対し、当該カート事故により生じた損害を賠償していただきます。
2. 同乗者の故意または過失により、カート事故を生じたまたはカート事故を誘発した場合には、当該カートの態様に応じ、運転者と連帯して、あるいは単独にて、被害者に対し、当該カート事故により生じた損害を賠償していただきます。
3. 同乗者が、カート事故の被害者となった場合において、当該同乗者に、本約款に反する行為があった場合には、事情に従い、運転者に対する損害賠償請求の全部または一部が、過失相殺により、免責されることがあります。
4. 当ゴルフ場に故意または重過失がある場合を除き、当ゴルフ場はカート事故による人的、物的損害について、一切その責任を負いません。

ゴルフ場利用約款と規則



フェニックスカントリークラブ